

令和4年度 第1回文化財保護審議会 会議録

- 1 日 時 令和4年10月26日（水）13：30～15：30
- 2 場 所 名取市教育委員会 会議室1（仙台法務局名取出張所）
- 3 出席者 委員 9名
(布田寿明・今野むつ子・恵美昌之・沼倉啓喜・藤澤敦・笠原信男・板橋正春・
相模誓雄・松本真奈美)
- 欠席 1名（永田英明）
- 事務局 6名（瀧澤教育長・菊池部長・中島課長・浅見補佐・鶴崎係長・鈴木主事）
- 4 概 要
- 事務局 定刻となりましたので、はじめさせていただきます。
- 事務局 本日は、令和4年度 第1回目の審議会ですので、会議に先立ち、今年4月に人事異動がありました事務局職員の紹介をさせていただきます。
はじめに、文化・スポーツ課長兼市史編さん室長の中島です。そして、私、文化・スポーツ課長補佐兼市史編さん室長補佐兼文化振興係長の浅見でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 事務局 会議の前に、当審議会につきましては「名取市審議会等の会議の公開に関する要綱」により会議を公開することとなっておりますので、ご了承願います。
ただ今から、令和4年度 第1回名取市文化財保護審議会を開催いたします。はじめに、瀧澤教育長よりご挨拶いただきます。
- 瀧澤教育長 みなさんこんにちは。御多忙のところ、本会議にお集まりいただきありがとうございます。また、常日頃から本市の文化財保護行政全般について、ご支援・御協力いただいております。また、本日おいでの方の何名かには、今年度から本格的に始動いたしました市史編さんにもご支援いただいております。重ねて御礼申し上げます。
さて、現在本市の指定登録文化財は56件ございまして、今年度は重要文化財洞口家住宅や旧中沢家住宅において、昨年2月や今年の3月に発生した地震被害の復旧作業などを実施しております。今後とも委員の皆様から、ご意見等をうかがいながら、保存・活用や、充実等に努めて参りたいと考えております。
また、歴史民俗資料館の方は、今年はコロナウイルス感染症の拡大に伴う臨時休館も今のところ無く、通常の開館ができています。
10月末時点では、昨年度よりも利用者が増えています。11月にも「資料館まつり」をはじめとするイベント等の開催も予定しており、活用の推進に努めているところです。
さて、本日の、協議第1号の「名取市文化財保存活用地域計画」ですが、国との協議

等で難航している部分もありますので、現在の状況等について説明させていただきたいと思います。また、協議第2号では「指定・登録文化財候補について」の内容になっています。

いずれも詳細につきましては、この後、担当より説明させますので、活発な審議をお願い申し上げ、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局

開会にあたりまして、恵美会長からご挨拶をいただきます。

恵美会長

みなさんこんにちは。日々秋も深まってまいりましたが、皆様お忙しい中、会議にご参加いただきありがとうございます。この場をお借りして御礼申し上げます。

さて、本日の審議会ですが、教育長からお話がありましたとおり、2件の協議事項が上がっています。1件は、従来の継続協議事項で、文化財保存活用地域計画の策定についてですが、いよいよ締めにかかるなければならない状況かと思います。2件目が、指定・登録文化財候補についてです。この2点について、委員の先生方の届託のないご意見や協議をいただきたく、簡単ではございますが、あいさつに代えさせて頂きます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

事務局

ありがとうございました。

事務局

ここで、瀧澤教育長が別の公務のため退席させていただきます。

それでは、本日の会議に入ります。名取市文化財保護に関する条例第3条の5の規定によりまして審議会の会議は会長がその議長にあたることになっておりますので、議長を恵美会長にお願いします。

議長

それでは、暫時の間、議長を務めさせていただきます。

まず初めに、今回の会議録署名委員の指名をいたします。布田委員及び板橋委員にお願いいたします。

本日の会議の進め方ですが、事務局から協議事項について説明を受けた後に、質疑を受けたいと思います。

恵美委員

では、事務局から協議第1号について説明をお願いします。

事務局

(協議第1号について内容説明)

議長

これまで地域計画の6つのテーマについて説明を受けていましたが、特に文化庁の調査官から指摘を受けていたのでしょうか。

事務局

内容がよくないというよりかは、歴史文化基本構想の時に6つの関連文化財群として

いたものを、6つのテーマという言い方に変えたことによって、関連する歴史文化資源というような記載がいくつかあったのですが、テーマに関連する歴史文化資源に直すようにななどの修正がありました。

藤澤委員 実際に認定を受けるのが当初の計画より遅れたと思うのですが、地域計画の計画期間は変えずそのままにするのでしょうか。

事務局 今は令和4年度からとしていますが、これを令和5年度からにした方がいいのかなどは、国と相談してから決めることになるかと思います。後ろは変わらず、市の総合計画と国と合わせているところがあります。

議長 今後の工程に向けて、内容を大きく修正するところはないと思うが、そのような部分があるのでしょうか。

事務局 基本的に修正が必要なのは、他自治体の案件と一緒に、先に見てもらった文化庁調査官からの指摘事項に関する修正で、これをクリアできれば、パブリックコメントを行い、協議会と審議会で承認いただければ国に提出できるという状況と理解しています。

議長 文言の修正はどのように対応するのでしょうか。

事務局 6つの関連文化財群としていた名前を、地域計画では6つのテーマとしておりまして、これを変更したことによって表現を変えなければいけない部分については、指摘事項の修正をして対応を済ませております。

笠原委員 食文化や建造物のほか、250項目というのは、文化庁のどの分野に引っかかっているのでしょうか。文化庁が自分たちで仕事を作っているようなイメージをもち、地域の文化財を守るという目的でこれを作るということを本当に思ってやっているのかという疑問を持ちます。

事務局 6類型や食文化、民俗それぞれにわたる指摘事項があり、指摘しているのは、文化庁の地域創生本部が指摘しており、職員が指摘しているので、文化庁の調査官が見ているわけではなく、バラバラなところがあり、その段階で気になるところや、地域創生本部も国に提出された後に文化庁の調査官に自分たちで説明をするため、ここで引っかかることを選んで質問してきているという実情。基本方針とか課題、6つのテーマや保存活用地域などのエリアそれぞれに対して、課題や方針や措置を盛り込む必要があり、その切り口やとらえ方のようなものが、文化庁はそれぞれの切り口で見てくるが、名取市は歴史文化基本構想のところで保存活用の基本方針という3つの柱を作っています、保存活用の基盤整備と、6群の関連文化財群を柱とした保存活用の推進と、確かな保存継承の推進を立てています。地域計画では、今後は6つの関連文化財を軸に保存活用する

としているため、文化庁が言うように1つのテーマとして完結すればいいとは思っておらず、6つそれが保存活用できるような考えを持っていかなければならないというところで、納得いただけなかつたため、時間がかかっています。

笠原委員 最終的には納得いただいたのでしょうか。

事務局 納得いただいたと思います。

相模委員 整合性の問題だと思いますが、それがなかなか見えてこない報告書になっていたのかと思います。少し複雑で読み取れなかつたのかと。

事務局 文化庁はそれぞれのテーマに合った切り口で拾っているので、具体的でわかりやすいが、市の総合計画の中で、山間部・平野部・海岸部をつなぐ取り組みをしようとしており、これをこの計画の中でもやっていこうとしており、一つのテーマで完結してしまったら、本当につなぐ取り組みになるのかというところや、一つのテーマに複数の区域にまたがることがあり、そのへんが文化庁としてまとめ方がよくないと理解されてしまったところです。これを懇切丁寧に説明して何とか納得いただいたというところです。

笠原委員 今後の様々な申請の中で不利益がなければいいと思います。

事務局 特に言わていませんが、文化庁としては、具体的にやる措置については、ほとんど何も言ってこない感じです。

相模委員 今後パブリックコメントなどで市民に分かりやすく説明するというところが大事なところもあるかと思います。

議長 中身のこと、しっくりこないこともあるかとおもいますが、事務局は2月を目指してまとめや整備などを行い、我々に対する説明資料をお願いしたいです。ここで改めて、今後の日程についても再確認したいと思います。

事務局 資料の工程表をご覧ください。赤い下段のところです。審議会後、文化庁協議と指摘事項の修正を11月中に行い、併せてパブリックコメントの準備をし、12~1月でパブリックコメントを1ヵ月程度、その後出された意見に対して反映し、2月の上旬あたりにパブリックコメントの反映や修正ができれば、令和5年度の2月に第2回目の審議会を行い、最終的な承認を得たいと考えています。これに先んじて、策定協議会でも承認いただきたいと思っています。これが済んだら文化庁協議に記載のあるとおり3月末に国に提出します。文化庁の調査官に見てもらったので大きな修正はないと思いますが、6月中旬から7月の上旬に認定書類を出し、7月末に認定を受けるというスケジュールを想定しています。

- 議長 今日お話しいただいた内容を踏まえて、わたしたちのほうでも審議会としての受け止め方を整理しておきます。また、何かあれば担当の鶴崎さんに直接電話なり問い合わせをお願いしたいと思います。
- 布田委員 会長のおっしゃった通りでいいと思います。前回の審議会から今回にいたるまでに大変なことが起きていたということに驚いています。ここまできて計画を変更するわけにはいかないので、前に進むべきですが、修正などがあり、ボリュームが大きいことがこれからも続くようだが、委員は何かこれをクリアしてほしいと思っているため、事務局には頑張っていただきたい、国の支援がないと事業が進まないため、踏ん張っていただきたいと思っています。
- 議長 それでは、今の意見を踏まえて、協議第1号はここで終わりたいと思いますがいかがでしょうか。
- 一同 了承。
- 議長 ありがとうございます。では続いて、協議第2号について説明をお願いします。
- 事務局 (協議第2号について内容説明)
- 議長 ありがとうございます。2件ほど説明がありましたが、最初に地震関連の昭和三陸地震津波に関する関係記念碑について、これは石柱4基と説明の碑が1基あったんですが、石柱の2基が行方不明で、今後見つかる可能性は薄いと思われます。片方は登録で片方は未登録になることはないので、わかっているものは登録にするということで問題はないのではないかと思います。
- もう一つの名取老女の碑について、議論があるのではないかと思います。実は、今の説明の中で触れなければならないという話があります。名取老女のお墓は下余田と熊野堂に候補があります。根拠は、本宮社の本宮永留の記録にてできます。はっきり解釈しきれないため、検討が必要ですが。もう一つは、旦那さんが亡くなって接触できませんが、高館の三浦家にある絵図面の中で、熊野堂に老女の墓を組んだという略図があります。ほんとかウソかは根拠がないため、はっきりわかりません。老女については、そのような尾ひれ付きの話や資料があるため、これを念頭に置いて検討していった方がいいと思います。たしかに、これを登録するには、伝承的な人物ですので、そんな存在を指定にすることは首をひねられる可能性があります。もう一つは、顕彰的な記念碑的なエリアとして指定登録するのはできなくないが、土地の問題などが含まれて非常に難しいというところがあります。老女を記念した碑そのものを、石造物の扱いとしては登録可能ではないかと思いますが、整理しながら見ていく必要があります。委員のみなさんどう思われますか。

- 笠原委員 老女の関係で質問ですが、土地の所有者は故人で、相続者は埼玉県の方ということで、碑の所有者はどなたでしょうか。
- 事務局 正確な碑の所有者は、元々地元の有志の方々がつくったものなので、わかりません。実態としては土地所有者のものになるかと思います。
- 笠原委員 名取市の指定・登録の手順を理解していないのですが、一般的には、所有者が指定をしてくださいと申請をするものだと思います。最初に申請を上げてくるのは、埼玉の所有者や地元の連盟になることになると思いますが、今接触していない限りは、話が前に進まないのではないでしょうか。
- 事務局 おっしゃる通り、申請を受けて動き出すため、仮に今後進めるとなれば、相続人に接触して、市に寄付をいただくななどした上で指定や登録に持っていくのが想定されることかと思います。
- 板橋委員 下余田の熊野三社の持ち主にも土地寄贈を依頼して申請するようになるのでしょうか。
- 事務局 あくまで、今回候補として挙げているのは老女の墓のことだけですので、下余田熊野三社についてはそのまま個人の管理で指定・登録するわけではありません。
- 笠原委員 評価として、名取老女の墓といわれるものだけを指定登録の評価とするか、下余田地区の熊野信仰を評価するかというところではあると思います。
- 議長 所有者から同意書をもらうところが最初にありますね。
- 笠原委員 審議会で話し合いを行い、前向きに考えようということになってから申請のお願いをするということでしょうか。
- 事務局 そもそも、指定や登録にふさわしくないものであれば交渉しても仕方ないので、まずは歴史的な価値というところで今日お諮りをさせていただきました。
- 相模委員 お墓というのは碑には書いてあるが、お墓を文化財にするというケースについて、名取市には実方の墓もあるが、文化財になっているのでしょうか。
- 事務局 実方の墓はなっていません。
- 相模委員 そのへんがはっきりしていないからできていないのではないかでしょうか。

- 議長 今まで触りたくても触れなかつた経緯があります。実方の土地は国有地のため、仙台の国税庁から買ってくれと言われていましたが、名取市としてはあの面積ならば寄付してもらえないのかと話していました。その押し問答で話が進まなかつたという経緯があります。
- 相模委員 なかなか墓は証拠が見つけにくいので、石碑ということははっきりしているが、こういうものが対象になるのではと思います。
- 事務局 文化庁の記念物の種別には、貝塚や古墳のほかに、社寺または旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡あるいは墳墓、碑と書いてあり、カテゴリ的にまぜられないものではないのではと思います。ただ、最終的に碑として登録するのか老女の墓という場所としてやるのか検討が必要と思われます。
- 笠原委員 老女の墓とするのであれば、土地も含まれないとだめだと思います。碑文だけであれば、碑だけで土地は関係ないと思います。ただ、市の指定登録として名取老女の墓としていいのか、せめて(伝)といれるなどしたほうがいいのではというところもあります。個人的には老女の墓だけで指定登録していいのかという疑問があります。
- 相模委員 保存活用地域計画を作成する上ではいい話ですが、慎重にならなければいけないというところもありますね。
- 笠原委員 現在市史編さんも動いていますので、その辺の動向をみるというのもあるかもしれません。
- 藤澤委員 名取老女の碑について、津波の碑もですが、指定であれ登録であれ、カテゴリ分けしていますので、墓は墓とするか碑とするかですが、石碑は有形文化財の石碑ということでおろしいですか。
- 事務局 石造物として登録するようになります。
- 藤澤委員 指定と登録をどこで割り振るかを定義して、どこかに明記しておいた方がいいと思います。名取老女の碑については、墓そのものの可能性が高いのであれば指定文化財になるでしょうけども、江戸時代の後期以降、伝承によって信仰の対象になっていた二次的な重要性というものであれば、ランクを落として登録でいいでしょうというような分け方があると思います。それぞれ重要性だけで割り振るか、あるいは別の論点で割り振るという場合もあると思いますが、今後このところを整理していただければと思います。特に所有者の問題は、下の土地と一体になっていて、所有者の了解を得なければ難しいと思います。いくら石碑だけといっても、所有者の了解をもらわなければならず、ここは時間がかかると思うので、時間をかけて取り組んでほしいです。信仰の対象になつて

- いたのは確かなので。これから市史編さんでも、中世近代の資料の掘り起しが重要になっていると思います。
- 議長 単純なようで名取老女関係だけでもいろいろ複雑な要因があり、出てきた内容を整理していく必要があるかと思います。その上で対応をどうするかを次の段階で考えるということが必要ですが、急がず、焦らずに時間をかけて対応した方がいいのではないかと思います。
- 事務局 来年が名取熊野三社勧請 900 年の年にあたっているというところがあり、そのタイミングでできればいいと思いますが、慎重に検討していきたいと思います。
- 議長 事務局の事情もあると思うので、理解していきたいと思います。このことについて、ほかにご意見ある方はいますか
- 相模委員 津波の碑は、保存活用地域計画に入れられていなかったような気がするのですがどうでしょう。
- 事務局 触れていなかつたかもしれません。津波の碑としては出ているが、3号碑としては追加記載がなかつたかもしれない、中身を再確認して、そのような内容も盛り込んでいければと思います。
- 布田委員 閣上の日和山に碑がありますが、日和山自体は個人のものですか、市のものですか。
- 議長 名取市のものです
- 布田委員 日和山や碑を含めて一体となつた街づくりができるのかと思っていました。市のものだといろいろな使い方ができるのではないかとおもいます。
- 事務局 お金がかかるものになると、登録や指定じゃないと難しい側面があります。そのような価値があるものについては、検討しながら拡充していければと思います。ソフト的なところでは可能だがハード的なことでは難しいかなと思います。
- 議長 老女関係のところは、どの段階で押さえておくか、一応有形文化財として扱うのであれば、問題はないと思いますが、碑だけでは物足りない気もします。この辺を整理してもらえばと思います。事務局に一任でもよろしいでしょうか。
- 事務局 委員のみなさまからいただいた意見を整理して、またご意見をいただく機会を設けながら進めていきたいと思います。

- 笠原委員 碑が登録になると、追加登録になった時、登録文化財の名称は全体的にどうなるのでしょうか。資料2.(1)②が今の名称になっているのかと思いますが、これに加えて3号碑がくると思います。所在地もどこになるのかというところもどうなのでしょうか。
- 事務局 所在地は日和山と四号碑があるところだけですが、これに追加して、現在は3号碑が文化財収蔵館にあるので、登録段階でそこにあればそこになるのか整理が必要です。
- 笠原委員 ものの指定ならば、現在地はあるところですが、もの自体の大きさなどはないのはおかしいと思います。指定名称というところでも、津波記念碑建設計画では第一号標、第二号標という言葉を使っているため、視点が違うというところがあります。指定名称の名前も変えるのかどうかなども含めて、事務局で検討してみてはいかがかと思います。
- 議長 それでは、今、笠原さんから指摘があったようなことを踏まえて、事務局で整理をお願いします。ほかにご意見ございますか。なければ、以上で協議第2号を終了しますがいかがでしょうか。
- 一同 了承。
- 議長 以上で本日の協議事項を終わります。その他何かございますか。
- 今野委員 一つお聞きしたいことがあるのですが、名取が丘1丁目の団地造成しているところで、宮山古墳があって、一帯に古墳がありますが、大変景観がよい状況です。あそこのが素敵な住宅地になったときに、周辺が公園になる計画はあるのでしょうか。
- 議長 議会だよりでも明記されていましたが、宮山古墳付近の一部は、駐車場やトイレを設置するための一部として土地を提供したいとありました。
- 事務局 宮山古墳に近い一部のエリアが公園と駐車場になることが決まっています。近いエリアの三分の一から半分くらいはまだ利用が決まっていない状況です。史跡公園としての整備は将来的な話で、道のりは遠いですが、資料館での古墳ウォーキングなどの活用や、樹木を伐採したりなどの整備は引き続き行っていく予定です。
- 議長 みなさまの御協力のおかげで、スムーズに議事を進行することができました。ありがとうございました。以上で議長の職を解任させていただきます。
- 事務局 それでは閉会にあたりまして、布田副会長から、ごあいさつをいただきます。
- 布田副会長 本日もまた、慎重なる審議をいただきありがとうございます。今日を含めて、3回、名取市文化財保存活用地域計画についてご審議ご協力をいただきました。内容的などこ

ろは、今日をもって決定いただいたものと思います。スムーズに協議ができた背景には、審議会から7名の方が策定協議会のメンバーとして原案作成に取り組んでいただいた経緯があります。みなさんのお力添えもありまして、素晴らしい計画書ができあがりまして、さらにスムーズな審議ができていると思います。これからが大事だと改めて本日の会議で感じました。250項目にもわたる指摘があったということで、粘り強く引き続き調整をしていただければと思いますし、協議第2号の未指定のものを指定あるいは登録にすることも、大変な体力が必要になると感じました。交渉や話し合いの必要が出てきますが、ご苦労おかけしますし、さらに、この事業をいいものに、名取の活性化や目的達成をするためには、市役所内部での連携や調整がますます必要になるとわかりました。計画期間が9年であり、大変な9年かと思いますが、私たちも、審議会として、引き続きみんなで協力をしていくということを確認させていただきながら、本日の会議終了とさせていただければと思います。本日はありがとうございました。

事務局

ありがとうございました。以上で、令和4年度第1回名取市文化財保護審議会の一切を終了させていただきます。

15:30 終了

以上、会議の顛末を記録し、正当なることを証するためここに署名する。

会長 瀬 美 昌 之

署名 郡 田 寿 明

署名 板 橋 正 春

名取市文化財保護審議会委員名簿

(任期 令和3年6月1日～令和5年5月31日)

氏名	役職等	備考
布田寿明 ふだとしあき	(財)宮城県青年会館事務局長 (民俗・風習)	昭58.11.1～ 再任
今野むつ子 こんのむつこ	名取昔ばなし語りの会 (伝承・民話)	平17.10.1～現在 再任
恵美昌之 えみまさゆき	宮城県文化財保護地区指導員 (中世史・歴史)	平23.6.1～現在 再任
沼倉啓喜 ぬまくらけいき	樹木医・松保護士 (植物学)	平25.6.1～現在 再任
藤澤敦 とうざわあつし	東北大学 総合学術博物館 教授 (考古学)	平27.6.1～現在 再任
笠原信男 かさはらのぶお	前東北歴史博物館館長 (民俗学)	令1.6.1～現在 再任
板橋正春 いたばしまさはる	熊野堂十二神鹿踊保存会 (信仰・歴史)	令1.6.1～現在 再任
永田英明 ながたひであき	東北学院大学教授 (古代史)	令1.6.1～現在 再任
相模誓雄 さがみちかお	仙台高等専門学校教授 (建築史)	新任
松本真奈美 まつもとまなみ	尚絅学院大学教授 (歴史文学)	新任